

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 施設経営法人

令和8年8月1日より適用

法人名	社会福祉法人 桐栄会
法人所在地	青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
電話番号	0172-62-9201
FAX番号	0172-62-9019
代表者氏名	理事長 中川 晴信
設立年月日	昭和61年 8月 7日

2. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームゆうゆう荘
所在地	青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
電話番号	0172-62-9201
FAX番号	0172-62-9019
介護保険事業所番号	第0272300104号
管理者	施設長 田中 多津子
当施設の運営方針	① 施設は、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて、妥当適切に処遇を行います。 ② 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。 ③ 指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明します。 ④ 指定福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。 ⑤ 自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ⑥ 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。 ⑦ 施設は、明るく家族的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供者との連携に努めます。 ⑧ 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。 ⑨ 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。 ⑩ 指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業と一体的に運営します。
建物の構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建て
延床面積	1,611㎡

開設年月日	昭和62年4月1日
利用定員	50名

居室（多床室）

居室の種類	部屋数	面積（1室あたり）
4人部屋	5室	33 m ²
	6室	41 m ²
2人部屋	3室	24 m ²

主な設備

設備の種類		数	面積
医務室		1室	20 m ²
静養室		1室	19 m ²
食堂、機能訓練室		1ホール	204 m ²
浴室	一般浴	1室	29 m ²
	特別浴室	1室	36 m ²

主な職員体制

令和8年4月1日現在

職名	常勤	非常勤	業務内容
施設長	1名		施設職員及び業務管理 併設事業所管理者兼務
生活相談員	1名以上		入所者の生活相談 併設事業所生活相談兼務
介護支援専門員	1名以上		施設サービス計画の作成
看護職員	3名以上		入所者の看護全般
介護職員	22名以上		入所者の介護全般 併設事業所介護職員兼務
機能訓練指導員	1名以上		機能訓練の指導 看護職員兼務
栄養士	1名		食事の献立作成・栄養管理 併設事業所栄養士兼務
調理員	必要数		入所者の食事の調理 併設事業所調理員兼務
事務員	必要数		事務全般 併設事業所事務員兼務
医師		1名	入所者の健康管理及び療養上の指導

3. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
①施設サービス計画の作成	○入居者の自立支援を目標とした施設サービス計画に基づいてサービス提供を行います。この計画は入居者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、入居者に関わる職種の協議内容を基に、計画作成担当の介護支援専門員によって作成されます。作成された計画の内容については、入居者・ご家族に説明の上、同意を頂く事としております。
②入浴	○週2回の入浴または清拭を行います。 ○寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いて入浴を行います。
③排泄	○状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ○おむつを使用せざるを得ない場合には、心身および活動状況に適したおむつを提供し、排泄状況をふまえて適切に交換します。
④離床、着替え、静養等の日常生活上の世話	○寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ○生活のリズムを考え、毎朝の着替えを行うよう配慮します。 ○適切な整容が行われるよう援助をします。
⑤機能訓練	○機能訓練指導員により、入所者の方の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
⑥健康管理	○医師や看護職員が、健康管理を行います。
⑦相談、援助	○入所者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
⑧栄養管理	○食事が、身体状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容となるよう献立を作成し、必要に応じ食事内容について検討を加えます。また、適切な栄養食事相談を行います。
⑨口腔衛生の管理	○入居者の口腔の健康保持に努め、歯科医師との連携体制を図ります。

(2) 介護保険給付外サービス

◆当施設に入所される場合、ご利用いただくサービス

種 類	内 容
食 事	○食事を提供いたします。 食事は、食堂でとっていただきますが希望があれば居室でも対応いたします。 食事を開始していただく時間 (朝食) 午前 7時30分～午前 8時30分 (昼食) 午前11時30分～午後12時30分 (夕食) 午後 5時00分～午後 6時00分
居 住	○居室をご利用いただきます。

◆入所者のご希望により提供するサービス

種 類	内 容
理 髪	○理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
複写物の交付	○サービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。

健康管理	○インフルエンザの予防接種を受けることができます。
レクリエーション クラブ活動	○施設が企画するレクリエーション、クラブ活動等にご参加いただけます。
日常生活品等の 購入代行	○入所者が購入を希望する場合、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。

4. 利用料

(1) 介護保険給付対象サービス

◆介護福祉施設サービス（1日あたり）

要介護度	サービス費	利 用 料		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護度 1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護度 2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護度 3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護度 4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護度 5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

◆付加サービス

種 別	サービス費	利用料		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	360円	36円	72円	108円
協力医療機関連携加算	500円	50円	100円	150円
看護体制加算（Ⅰ）イ 〃 （Ⅱ）イ	60円 130円	6円 13円	12円 25円	18円 39円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	220円	22円	44円	66円
初期加算	300円	30円	60円	90円
外泊加算	2,460円	246円	492円	738円
看取り介護加算（Ⅰ）				
死亡日 30日～45日以前	720円	72円	144円	216円
死亡日以前 4日以上30日以下	1,440円	144円	288円	432円
死亡日の前日及び前々日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
死亡日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円

退所前後訪問 相談援助加算	4,600円	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	4,000円	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	5,000円	500円	1,000円	1,500円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	400円	40円	80円	120円
生産性向上推進体制加算	100円	10円	20円	30円
安全対策体制加算	200円	20円	40円	60円
療養食加算	60円	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月の総単位数に17.6%乗じた単位が加算されます。			

※日常生活継続支援加算（Ⅰ）

重度の要介護の入所者、認知症の入所者を積極的に入所させるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高いサービス提供を行うものとして1日あたりにつき加算されます。

※協力医療機関連携加算

入所者の急変時に備え、平時から連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における確認等を行う会議を定期的に開催する事で加算されます。

※看護体制加算（Ⅰ）イ、（Ⅱ）イ

看護職員数をより充実し、医療関係機関と24時間の連絡体制を確保している場合、1日あたりにつき加算されます。

※夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜間及び深夜の時間帯に手厚い人員を配置し、より安心安全な環境を提供することで1日あたりにつき加算されます。

※初期加算

入所した日から起算して30日以内の期間について1日あたりにつき加算されます。

30日を超える入院後に再入所される場合も同様です。入院、外泊を除いて加算します。

※外泊加算

入院または外泊された場合、1月に6日を限度として、介護福祉サービス費に代えて1日あたりにつき加算されます。ただし、入院または外泊の初日及び最終日を除きます。

※看取り介護加算（Ⅰ）

看取りに関する指針を定め、医師が一般的に医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※退所時等相談援助加算

いずれも入所者または、ご家族の御希望とされる所定の相談・援助等を実施した場合に1回を限度として加算されます。

※科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

入所者ごとの心身状態等の基本的なデータを厚労省へ提出し、フィードバックを受けてサービス計画の見直しや適切にサービスを提供するために、データ活用を行った場合に加算されます。

※生産性向上推進体制加算

利用者の安全、介護サービスの質の確保、業務の効率化、介護職員の負担軽減、現場の働き方を改善する取り組みを定期的に評価する事で加算されます。

※安全対策体制加算

施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回のみ加算されます。

※療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接の手段として療養食を提供した場合に算定されます。療養食の提供が管理栄養士または栄養士により管理され、年齢や心身の状況を考慮し、適切な栄養量、内容の療養食を提供します。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇改善、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所が算定できるものです。

（２）介護保険給付対外サービス

◆当施設に入所される場合、ご利用いただくサービス（1日あたり）

種 類	利 用 料
食 事	○食事の提供により、食費をご負担いただきます。 ○一般の食事と濃厚流動食の摂取を併用する場合には、一般の食事の利用料をご負担いただきます。 ○利用料 一般の食事をご利用の場合 . . . 1, 5 4 5 円 濃厚流動食をご利用の場合 . . . 1, 0 0 0 円 （経管摂取のための容器を含みます）
居 住	○ご契約期間について毎日居住費をご負担いただきます。 ○ただし、入院または外泊された場合については、外泊加算の対象期間（6日）のみご負担いただきます。 ○利用料 . . . 9 1 5 円

◆入所者のご希望により提供するサービス

種 類	利 用 料
理 髪	1 回 1, 5 0 0 円
郵送事務手数料	1 月 2 0 0 円
複写物の交付	1 枚 1 0 円（郵送ご希望時は＋郵送料実費）
健康管理	インフルエンザ予防接種料実費
日常生活品等の購入代行	購入代金実費
レクリエーション、クラブ活動	材料費、交通費等実費

（３）利用料の軽減措置について

①介護保険負担限度額の認定証を提出して下さい。

食費および居住費について、当該認定証に記載の負担限度額となります。

負担限度額（1日あたり）

入所者負担段階	食 費	居 住 費
第1段階	300円	無料
第2段階	390円	430円
第3段階①	680円	430円
第3段階②	1, 420円	530円

②社会福祉法人等利用者負担軽減の確認証をお持ちの方はご提出ください。

介護保険給付サービス利用料と食費および居住費について、当該確認証に記載の軽減割合により軽減されます。

③介護保険給付サービス利用料については、高額介護サービス費により入所者負担上限額が月額で設定されています。負担上限額を超えて実際にご負担された額について、市町村より払い戻されます。

(4) 施設立替金

医療費（通院費・薬代）及び日用品費（個人的に使用する物）は、施設で立て替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立て替えできませんのでご了承ください。

5. 利用料のお支払い方法

前記（１）、（２）、（３）の利用料・（４）施設立替金は、毎月１５日までに前月の請求します。請求月の末日までに次のいずれかの方法により支払って下さい。

①下記指定口座への銀行振込（振込手数料は自己負担）

銀行及び口座 青森みちのく銀行浪岡支店 普通口座 ３５２２２７０
名 義 特別養護老人ホームゆうゆう荘（福）桐栄会 理事長 中川晴信

②窓口での現金支払

③口座自動引落

6. 虐待防止について

（１）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果の従事者への周知徹底。

②虐待の防止の為の指針の整備。

③虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施。

④利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

⑤その他虐待防止のために必要な措置。

⑥虐待防止のための措置を適切に実施するために担当者を設置。

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 身体拘束防止について

（１）当施設では、入居者又は他の入居者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たしていると判断された場合に限ります。

①切迫性・・・・入居者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。

②非代替性・・・・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

③一時性・・・・身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

（２）施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

①身体拘束適正化検討委員会を設置する。

②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

③入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

8. 衛生管理について

（１）事業所は利用者使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２）事業所において感染症が発生した場合、必要に応じ保健所の助言、指導を求めます。

9. 感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止対策を検討する「感染対策委員会」を6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。またそれらについて、職員教育及び、訓練を定期的に行い、予防及びまん延防止に努めます。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者 介護支援専門員 相馬 貴子
受付時間 午前9時～午後5時
電話番号 0172-62-9201

- ① 苦情解決にあたり、受付担当者は苦情解決責任者に内容を報告する。
苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。
- ② 苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることが出来ます。

青森市役所 介護保険課 事業所チーム	所在地 青森市新町一丁目3番地7号 電話番号 (017) 734-5257 FAX (017) 734-5355 受付日時 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） 午前8時30分～午後6時00分
青森県 国民健康保険団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号青森県共同ビル3階 電話番号 (017) 723-1301 FAX (017) 723-1088 受付日時 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） 午前9時00分～午後4時00分
福祉サービス相談センター （青森県運営適正化委員会）	所在地 青森市中央3-20-30（県民福祉プラザ内） 電話番号 （代表）(017) 731-3039 FAX (017) 731-3098 受付日時 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） 午前9時00分～午後5時00分
第三者委員	古川 次男 横山 盛雄

11. 協力医療機関・歯科医療機関

名 称	所 在 地	診 療 科
ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	内科、外科、消化器科、整形外科、 リハビリテーション科、糖尿病内科 緩和ケア内科、脳神経内科
黒石厚生病院	黒石市大字黒石字建石9-1	内科、糖尿病内科、血液透析センター
津軽医院	青森市浪岡字浅井205	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科
赤川齊藤歯科医院	青森市浪岡大字浪岡字平野26-4	歯科

12. 緊急時の対応

入所者の方に容体の急変等があった場合、主治医または協力医療機関、ご家族または緊急連絡先に速やかに連絡をする等の必要な措置をいたします。
ご家族等の連絡先に変更がありましたら、速やかに施設へお知らせください。

1 3. 事故防止対策について

- (1) 事故防止委員会により、介護事故発生の防止及び再発防止のために職員教育を行い予防のための措置をする。
- (2) 事故防止のための措置を適切に実施するために担当者を設置いたします。
安全対策担当者 生活相談員

1 4. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。
- (2) 当施設において、事業所の責任により、入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
- (3) 前項の場合において、当該事故の発生につき、入所者に故意又は過失が認められる場合には損害賠償額を減じる場合があります。
- (4) 施設は万一の事故に備えて、施設賠償責任保険に加入しています。

1 5. 秘密保持と個人情報の保護について

施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はそのご家族の秘密を漏らしません。入所者又はご家族の個人情報を用いる場合は、別途同意していただく個人情報の使用同意書によります。

1 6. 非常災害時の対策について

災害時の対応	消防・風水害・地震等の計画に基づき迅速に対応します。				
防災設備	自動火災報知設備 非常用放送設備	排煙用天窓 強化液消火設備	自動防火扉 スプリンクラー設置	消火器	発電機
防災訓練	総合訓練（年2回） 消火・通報・避難訓練（随時） 感染症発生時訓練				

1 7. その他

- (1) 施設は、従業者に対し、認知症介護に関する基礎的な教育を行います。
- (2) 施設は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、それらが業務を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止する為、必要な措置を講じます。
- (3) サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保管します。

1 8. 施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会時間	・ 午前7時～午後8時
外出・外泊	・ 外出の際は、行先と帰園時間を職員にお知らせください。 ・ 外泊の際は、事前に職員にお申出ください。
所持品の持ち込み	・ お持ち込みを希望する所持品は、事前に職員にお申出ください。 ・ 共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、施設が制限する場合があります。
施設、設備の利用	・ 故意に施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
契約終了日までに退所されなかった場合	・ 契約終了日の翌日から、1日あたりにつき、契約終了前の要介護度に基づくサービス利用料全額（介護保険給付サービス費＋介護保険給付外サービス利用料）をご負担いただきます。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の利用契約にあたり、入所者に対して契約書並びに本書面に基づき重要な事項の説明をしました。

事業所

所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
名 称 特別養護老人ホーム ゆうゆう荘

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書並びに本書面に基づき重要な事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供について同意いたします。

入所者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人 住所 _____

氏名 _____ 印